

# 草加市地域防災計画

## ＜震災対策編＞

(第1章 総則)

第1章  
総則

第2章  
震災予防計画

第3章  
震災応急対策計画

第4章  
措置情報  
計画  
発表に伴う  
南海トラフ地震  
対応

第5章  
警戒事態  
(シビアコ  
ンディション)への対応

総則	第1章
震災予防計画	第2章
震災応急対策計画	第3章
措置時情報計画 南海トラフ地震に伴う対応	第4章
シビアコンディションへの対応	第5章

# 目 次

## 第1章 総 則

第1節 計画の方針	震-1-1
1 計画の目的	震-1-1
2 計画の位置づけ	震-1-1
3 計画の対象災害	震-1-1
4 計画の修正	震-1-1
5 計画の習熟	震-1-1
6 計画の効果的促進	震-1-1
7 本計画の基本目標	震-1-2
8 計画の用語	震-1-2
第2節 計画関係者の責務等	震-1-3
1 市民、自主防災組織、避難所運営委員会、事業所の果たす役割	震-1-3
2 市、埼玉県、防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	震-1-6
第3節 市の防災対策の基本的考え方	震-1-13
1 体制の位置づけ	震-1-13
2 社会全体で達成すべき目標（達成目標）	震-1-14
3 “公助による「業務」”及び“共助「活動」”	震-1-15
第4節 草加市の現況	震-1-17
1 自然条件	震-1-17
2 社会的条件	震-1-20
第5節 市の地震の概要	震-1-25
1 地震災害の履歴	震-1-25
2 地震被害想定	震-1-28
3 首都直下地震に係る法制度の整備	震-1-28
第6節 緊急地震速報と地震情報	震-1-29
1 緊急地震速報（警報）	震-1-29
2 地震に関する情報の種類と内容	震-1-31
3 地震活動に関する解説資料等	震-1-32

第1章  
総則

第2章  
震災予防計画

第3章  
震災応急対策計画

第4章  
措置時計情報  
臨時計画  
南北震に伴うトラフ対地震

第5章  
緊急事態  
シビアコ  
ンディションへの対応

総則	第1章
震災予防計画	第2章
震災応急対策計画	第3章
措置時情報計画 南海トラフ地震に伴う対応	第4章
シビアコンディションへの対応	第5章

# 第1章 総則

第1章 総則	震災予防計画	震災応急対策計画	臨時措置計画 情報発表に伴う対応	第5章 緊急事態 (シビアコ ンディション)への対応
-----------	--------	----------	---------------------	-------------------------------------

総則	第1章
震災予防計画	第2章
震災応急対策計画	第3章
措置時情報計画 南海トラフ地震に伴う対応	第4章
シビアコンディションへの対応	第5章

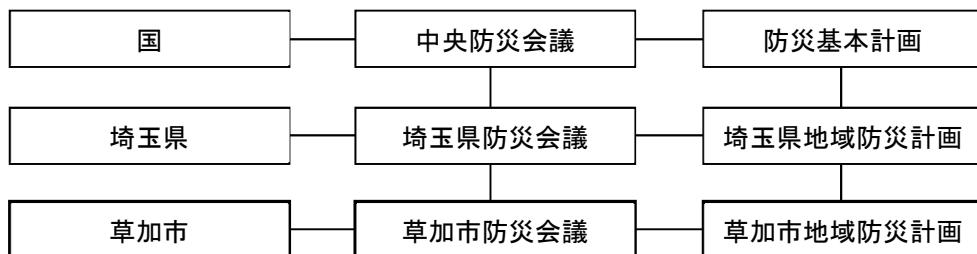
## 第1節 計画の方針

### 1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年（1961年）法律第223号）第42条の規定により、草加市（以下「市」という。）に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の計画を定めたものである。市及び防災関係機関がその全機能を有効に発揮して、総合的かつ計画的な対策を推進することにより、市民の積極的な協力の下、地震による被害を軽減して、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。

### 2 計画の位置づけ

草加市地域防災計画は、「防災基本計画」（中央防災会議）、「埼玉県地域防災計画」（埼玉県防災会議）と整合性を有する。



### 3 計画の対象災害

本計画は、震災（地震災害）についての対応を図るものとする（風水害等に起因するものは除く）。

### 4 計画の修正

草加市防災会議は、市地域防災計画を作成するとともに、検討を加える必要があると認めるときは、必要に応じて修正を行う。

### 5 計画の習熟

市及び各防災機関は本計画の趣旨を理解し、常に防災に関する調査研究及び教育、訓練を実施して本計画の習熟に努めるとともに、広く市民に対し周知徹底を図り、地震災害による被害の軽減を目指すものとする。

### 6 計画の効果的促進

男女双方の視点に配慮した防災対策を進めるため、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、防災に関する政策・方針決定過程や災害現場における女性の参画を拡大するなど、男女共同参画や性の多様性の尊重をはじめとした多様な視点を踏まえた防災対策を推進していく。

## 7 本計画の基本目標

本計画の目標は、次のとおりとする。

- (1) 市民が、市において起こり得る災害状況を正しく理解すること。
- (2) 災害発生時に、被災状況に合わせて適切かつ円滑な応急対応・復旧を行うこと。
- (3) 災害発生前に、社会全体の災害時の都市機能を着実に高め、地域の減災を持続的に進めていくこと。

## 8 計画の用語

本計画における用語を次のとおり定義する。

用語	意義
市	草加市をいう。
県	埼玉県をいう。
市防災計画 (震災対策編)	草加市地域防災計画(震災対策編)をいう。
災対本部	草加市災害対策本部をいう。
対策部	草加市災害対策本部の災害対策部をいう。
本部条例	草加市災害対策本部条例をいう。
救助法	災害救助法をいう。
防災関係機関	国、埼玉県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び市域の公共的団体・防災上重要な施設の管理者等をいう。
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局(国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。)及びその他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。(災害対策基本法第2条第4項)
指定公共機関	東日本電信電話株、日本赤十字社、日本放送協会、その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信、その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するものをいう。(災害対策基本法第2条第5項)
指定地方公共機関	土地改良法第5条第1項の土地改良区その他の公共的施設の管理者及び埼玉県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、埼玉県知事が指定するものをいう。(災害対策基本法第2条第6項)
公共的団体	市域の関係機関、団体等として本計画では商工会議所、農協等の経済団体、医師会、町会・自治会等の文化・福祉団体等の団体をいう。

## 第2節 計画関係者の責務等

### 1 市民、自主防災組織、避難所運営委員会、事業所の果たす役割

#### (1) 市民の果たす役割

市民一人ひとりが災害による被害を軽減及び拡大を防止するために、平時から実施する事項並びに震災発生時に実施すべき事項は次のとおりである。

平時に実施する事項	○防災に関する学習	
	○地域固有の災害特性の理解と認識	
○火気使用器具等の安全点検、火災予防措置に関する知識の習得と実施		
○食料、飲料水、簡易トイレ及びトイレットペーパー等生活必需品の備蓄（最低3日間を目標、1週間分を推奨）		
○非常持出品（救急セット、非常用照明、ラジオ及び乾電池等）の準備		
○家具の転倒防止、ガラスの飛散防止や感震ブレーカーの設置等の地震対策		
○ブロック塀や自動販売機等、住居周りの安全点検・改修		
○災害発生時の家族同士の連絡方法の確認		
○近傍の緊急一時避難場所・避難所と避難経路の確認		
○埼玉県や市、地域等が実施する防災訓練への参加・協力		
○近隣居住者との積極的な交流及び地域活動（町会・自治会）への参加		
○家屋等の耐震化の推進		
○地震保険への加入		
○家庭や地域での防災総点検の実施		
発災時に実施すべき事項	◇初期消火	
	◇避難時には電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉める	
◇地域又は職域での自主防災活動への参加・協力		
◇必要時における適切な避難の実施		
◇避難先の避難所開設・運営への参画・協力		
◇避難所での助け合いと譲り合い		
◇埼玉県、市、防災関係機関が行う防災活動への協力		
◇風評を広めない		

(2) 自主防災組織の果たす役割

自主防災組織が震災による被害を軽減及び拡大を防止するために、平時から実施する事項及び災害発生時に実施すべき事項は次のとおりである。

平時に実施する事項	○要配慮者 <sup>1</sup> をはじめとした地域住民のコミュニティの構築 ○日頃の備えと災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及・啓発 ○各種防災訓練の実施 ○防災用資機材の購入・管理等 ○地域の把握（避難場所・避難経路・危険箇所の把握、要配慮者等）
発災時に実施すべき事項	◇初期消火の実施 ◇被害状況、災害情報の収集・伝達 ◇被災者等の安否確認、救助隊との協力、救出・救護の実施 ◇避難行動要支援者の安否確認・救助 ◇集団避難の実施（特に、避難行動要支援者の安全確保に留意） ◇要配慮者の保護、安全確保 ◇避難所開設・運営への参画（炊き出し、給水、物資の配布、安否確認等）

(3) 避難所運営委員会の果たす役割

避難所運営委員会が平時から実施する事項及び災害発生時に実施すべき事項は次のとおりである。

平時に実施する事項	○避難所運営に関する知識の普及・啓発 ○避難所運営訓練の実施 ○避難所に備蓄されている防災資機材の取扱方法の習得 ○避難所運営の方法等についての検討
発災時に実施すべき事項	◇地域主体による避難所の開設・運営 ◇避難所の開設及び避難者の受け入れ ◇避難者数の把握及び避難者名簿の作成 ◇被災者（避難者以外の在宅避難者）数の把握及び被災者名簿の作成 ◇トイレの確保及び運用 ◇けが人、病人及び要配慮者等への対応 ◇広報掲示板等による避難所内外に向けた広報 ◇災害対策本部への状況報告 ◇飲料水及び生活用水や食料等の物資の調達、管理及び配分 ◇その他避難所の運営に必要な事項

<sup>1</sup> 要配慮者：災害時において、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、自らを守るために安全な場所に避難するなどの一連の行動をとることが困難であり、自宅を失うなどの理由で避難施設で生活する場合に、他者の配慮を必要とする人々をいう。平成25年（2013年）の災害対策基本法一部改正により、「要配慮者」と「避難行動要支援者」に定義が明確化された。

## (4) 事業所の果たす役割

事業所が平時から実施する事項並びに災害発生時に実施すべき事項は次のとおりである。

平時に実施する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防火管理者及び防災管理者の育成</li> <li>○建築物の耐震化による安全性の確保</li> <li>○施設、設備の安全管理</li> <li>○防災訓練の実施</li> <li>○従業員に対する防災知識の普及・啓発</li> <li>○自衛消防隊の結成と事業継続計画（B C P）、消防計画の作成、維持及び推進</li> <li>○地域コミュニティの防災活動への参加・協力</li> <li>○防災資機材の備蓄と管理</li> <li>○従業員用の飲料水、食料、生活必需品等の備蓄</li> <li>○広告、外装材等の落下防止</li> </ul>
発災時に実施すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇正確な情報の把握及び伝達</li> <li>◇出火防止措置、初期消火の実施、防水措置</li> <li>◇必要時における従業員、利用者等の避難誘導</li> <li>◇応急救助・救護</li> <li>◇帰宅困難な従業員等の一時的収容と、家族の安否確認手段の周知</li> <li>◇ボランティア活動への支援</li> <li>◇重要業務の継続及びそのために必要な措置</li> </ul>

第1章  
総則第2章  
震災予防計画第3章  
震災応急対策計画第4章  
措置計画  
情報発表  
南海トラフ地震に伴う対応第5章  
最悪事態シビアコントロールへの対応

## 2 市、埼玉県、防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

市、埼玉県（以下「県」という。）及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱は、おおむね次のとおりである。

### (1) 市

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	<p>市は、基礎的な地方公共団体として、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、市の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1 草加市防災会議の事務に関すること。</li><li>2 防災に関する組織の整備に関すること。</li><li>3 防災に関する調査研究に関すること。</li><li>4 防災知識の普及と防災に関する教育及び訓練の実施に関すること。</li><li>5 都市防災化事業の推進に関すること。</li><li>6 防災に関する施設及び設備の整備、点検に関すること。</li><li>7 防災に関する物資及び資機材の備蓄、整備及び点検に関すること。</li><li>8 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。</li><li>9 水防その他の応急措置に関すること。</li><li>10 避難指示又は誘導に関すること。</li><li>11 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。</li><li>12 緊急輸送道路及び緊急輸送の確保に関すること。</li><li>13 公共的施設及び設備の応急復旧に関すること。</li><li>14 災害時の保健衛生、文教、給水等の応急措置に関すること。</li><li>15 犯罪の予防、交通の規制、その他、災害時における社会秩序の維持に関すること。</li><li>16 市内にある公共的団体、企業及び自主防災組織の育成、指導に関すること。</li><li>17 その他、災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関すること。</li></ul>

### (2) 消防機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
草加八潮消防組合、 草加市消防団	<ul style="list-style-type: none"><li>1 消防施設及び車両の計画的更新・消防体制の整備に関すること。</li><li>2 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督に関すること。</li><li>3 消防知識の啓発・普及に関すること。</li><li>4 火災発生時の消火活動に関すること。</li><li>5 人命の救助・救護に関すること。</li><li>6 傷病者の搬送に関すること。</li><li>7 避難指示又は誘導に関すること。</li><li>8 消防の応援・受援体制に関すること。</li><li>9 被害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。</li></ul>

## (3) 県

機関の名称	事務又は業務の大綱	
県	<p>県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。</p> <p>1 災害予防</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 防災に関する組織の整備</li> <li>(2) 防災に関する訓練の実施</li> <li>(3) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検</li> <li>(4) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検</li> <li>(5) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善</li> </ul> <p>2 災害応急対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 警報の発令及び伝達並びに避難指示</li> <li>(2) 消防、水防、その他の応急措置</li> <li>(3) 被災者の救難、救助、その他の保護</li> <li>(4) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育</li> <li>(5) 施設及び設備の応急の復旧</li> <li>(6) 清掃、防疫、その他の保健衛生措置</li> <li>(7) 犯罪の予防、交通の規制、その他、災害地における社会秩序の維持</li> <li>(8) 緊急輸送道路の確保</li> <li>(9) 応急仮設住宅の設置</li> <li>(10) 前各号のほか、災害の防御又は拡大防止のための措置</li> </ul>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <span>総則 第1章</span> <span>震災予防計画 第2章</span> <span>震災応急対策計画 第3章</span> <span>措置臨時4章 情報計画 第4章</span> <span>発表南海トラフ地震に伴う対応 第5章</span> </div>
東部地域振興センター	<p>1 市災害対策本部との連絡調整（情報係の派遣等）に関すること。</p> <p>2 市の被害情報の収集に関すること。</p> <p>3 市の災害対策活動の支援に関すること。</p> <p>4 県越谷防災基地の開設・運営に関すること。</p>	
草加保健所	<p>1 保健衛生関係の被害状況の収集に関すること。</p> <p>2 医療品、衛生材料及び各種資材の調達あっせんに関すること。</p> <p>3 各種消毒に関すること。</p> <p>4 細菌及び飲料水の水質検査に関すること。</p> <p>5 そ族昆虫駆除に関すること。</p> <p>6 感染症発生に伴う調査指導及び防疫活動に関すること。</p> <p>7 災害救助食品の衛生に関すること。</p> <p>8 病院、診療所及び助産所に関すること。</p> <p>9 罹災者の医療助産、その他の保健衛生に関すること。</p> <p>10 ペット動物の飼育に関すること。</p>	
越谷県土整備事務所	<p>1 道路、河川及び橋梁等の災害状況の調査並びに応急修理に関すること。</p> <p>2 管理道路、河川の維持管理及び災害復旧に関すること。</p>	
草加警察署	<p>1 情報の収集、伝達及び広報に関すること。</p> <p>2 避難の警告及び誘導に関すること。</p> <p>3 人命の救助及び負傷者の救護に関すること。</p> <p>4 交通秩序の維持に関すること。</p>	

機関の名称	事務又は業務の大綱
	<p>5 犯罪の予防及び検挙に関すること。</p> <p>6 行方不明者の捜索に関すること。</p> <p>7 死体の検死（見分）に関すること。</p> <p>8 漂流物等の処理に関すること。</p> <p>9 その他、治安の維持に必要な措置に関すること。</p>

(4) 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第1師団 第32普通科連隊	<p>1 災害派遣の準備</p> <p>(1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること。</p> <p>(2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。</p> <p>(3) 埼玉県地域防災計画と合致した防災訓練の実施に関すること。</p> <p>2 災害派遣の実施</p> <p>(1) 人命、身体又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救護又は応急復旧の実施に関すること。</p> <p>(2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関すること。</p>

(5) 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東財務局	<p>1 災害査定立会いに関すること。</p> <p>2 金融機関等に対する金融上の措置に関すること。</p> <p>3 地方公共団体に対する融資に関すること。</p> <p>4 国有財産の管理処分に関すること。</p>
関東運輸局 埼玉運輸支局	<p>1 災害時における自動車運送業者に対する運送の協力要請に関すること。</p> <p>2 災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送調整に関すること。</p> <p>3 災害時における不通区間におけるう回輸送の指導に関すること。</p>
東京管区気象台 (熊谷地方気象台)	<p>1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。</p> <p>2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。</p> <p>3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。</p> <p>4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。</p> <p>5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。</p> <p>6 災害時等に地方自治体へ職員を派遣し、防災対応支援のため、防災気象情報の提供及び解説・防災対策への助言を行う。（気象庁防災対応支援チーム：JETT）</p>

機関の名称	事務又は業務の大綱	
関東地方整備局 (大宮国道事務所) (北首都国道事務所)	<p>1 災害予防</p> <p>(1) 震災対策の推進</p> <p>(2) 危機管理体制の整備</p> <p>(3) 災害、防災に関する研究、観測等の推進</p> <p>(4) 防災教育等の実施</p> <p>(5) 防災訓練</p> <p>(6) 再発防止対策の実施</p> <p>2 災害応急対策</p> <p>(1) 災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保</p> <p>(2) 活動体制の確保</p> <p>(3) 災害発生直後の施設の緊急点検</p> <p>(4) 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保</p> <p>(5) 災害時における応急工事等の実施</p> <p>(6) 災害発生時における交通等の確保</p> <p>(7) 緊急輸送</p> <p>(8) 二次災害の防止対策</p> <p>(9) ライフライン施設の応急復旧</p> <p>(10) 地方公共団体等への支援</p> <p>(11) 「災害時の情報交換に関する協定」に基づく、「連絡情報員（リエゾン）」の派遣</p> <p>(12) 支援要請等による「緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）」の派遣</p> <p>(13) 被災者、被災事業者に対する措置</p> <p>3 災害復旧、復興</p> <p>(1) 災害復旧の実施</p> <p>(2) 都市の復興</p> <p>(3) 被災事業者等への支援措置</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第2章 震災予防計画</p> <p>第3章 震災応急対策計画</p> <p>第4章 措置計画情報 （南海トラフ地震に伴う地盤変動）</p>
関東地方測量部	<p>1 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。</p> <p>2 災害復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言に関すること。</p> <p>3 地殻変動の監視に関すること。</p>	
関東地方環境事務所	<p>1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること。</p> <p>2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること。</p> <p>3 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること。</p>	<p>第5章 震災事態（シビアコントロール）への対応</p>

(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本郵便(株) 草加郵便局	<ol style="list-style-type: none"> <li>郵便、簡易保険、郵便年金各事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること。</li> <li>救助用物資を内容とする小包郵便物の料金免除及び災害時における郵便はがき等の無償交付に関すること。</li> <li>簡易保険、郵便年金の非常扱いに関すること。</li> </ol>
東日本電信電話(株) (株)NTTドコモ	<ol style="list-style-type: none"> <li>電気通信設備の整備に関すること。</li> <li>災害時における重要通信の確保に関すること。</li> <li>被災電気通信設備の応急対策及び復旧に関すること。</li> </ol>
KDDI(株)	<ol style="list-style-type: none"> <li>重要通信の確保に関すること。</li> <li>災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関すること。</li> </ol>
ソフトバンク(株)	<ol style="list-style-type: none"> <li>重要通信の確保に関すること。</li> <li>災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関すること。</li> </ol>
日本赤十字社 埼玉県支部	<ol style="list-style-type: none"> <li>災害応急救護のうち、避難所の設置の支援、医療、助産及び遺体の処置(遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理及び検案に限る。)に関すること。</li> <li>救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力の連絡調整に関すること。</li> <li>主として赤十字奉仕団の組織を通じ、各種赤十字奉仕団の特性と能力に応じて炊き出し、物資配給、避難所作業、血液及び緊急物資の輸送、安否調査、通信連絡並びに義援金品の募集、配分等の協力に関すること。</li> </ol>
NHKさいたま放送局	<ol style="list-style-type: none"> <li>市民に対する防災知識の普及に関すること。</li> <li>市民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。</li> <li>災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること。</li> </ol>
東京電力 パワーグリッド(株) 川口支社	<ol style="list-style-type: none"> <li>災害時における電力供給に関すること。</li> <li>被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること。</li> </ol>
東京ガス(株)・ 東京ガスネットワーク(株)	<ol style="list-style-type: none"> <li>ガス供給施設(製造施設も含む。)の建設及び安全に関すること。</li> <li>ガスの供給の確保に関すること。</li> </ol>
東武鉄道(株)	<ol style="list-style-type: none"> <li>鉄道施設等の安全保安に関すること。</li> <li>災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。</li> </ol>
東日本高速道路(株) 関東支社 三郷管理事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>東日本高速道路の保全に関すること。</li> <li>東日本高速道路の災害復旧に関すること。</li> <li>災害時における緊急交通路の確保に関すること。</li> </ol>
埼玉県トラック協会 草加支部	<ol style="list-style-type: none"> <li>災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資の輸送の協力に関すること。</li> </ol>

機関の名称	事務又は業務の大綱
(株)テレビ埼玉	<p>1 市民に対する防災知識の普及啓蒙に関すること。</p> <p>2 市民に対する応急対策等の周知徹底に関すること。</p> <p>3 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること。</p>
(株)エフエムナック ファイブ	<p>1 市民に対する防災知識の普及啓蒙に関すること。</p> <p>2 市民に対する応急対策等の周知徹底に関すること。</p> <p>3 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること。</p>
(一社)埼玉県医師会 (一社)草加八潮医師会	<p>1 医療及び助産活動の協力に関すること。</p> <p>2 防疫、その他、保健衛生活動の協力に関すること。</p> <p>3 災害時における医療救護活動の実施に関すること。</p>
東武バスセントラル (株)草加営業事務所	<p>1 災害時におけるバスによる避難者の搬送に関すること。</p>
(一社)埼玉県LPGガス 協会南東武支部	<p>1 LPGガス供給施設の安全保安に関すること。</p> <p>2 LPGガスの供給の確保に関すること。</p> <p>3 カセットボンベを含むLPGガス等の流通在庫による発災時の調達に 関すること。</p> <p>4 避難所運営委員会や自主防災組織等がLPGガスを利用して行う炊出 訓練の協力に関すること。</p>

総則  
第1章震災予防計画  
第2章震災応急対策計画  
第3章措置第4  
計情報  
画報  
発表  
南海  
に伴う  
トラフ  
地震  
第4章震災事態シビアコ  
ンディションへの対応  
第5章

(7) 公共的団体、その他、防災上重要な施設の管理者

機関の名称	事務又は業務の大綱
(社福)草加市社会福祉協議会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 援助を必要とする人への訪問に関すること。</li> <li>2 手話・点訳に関すること。</li> <li>3 ボランティア等の活動支援体制の整備に関すること。</li> </ol>
さいたま農業協同組合	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。</li> <li>2 農作物の災害応急対策の指導に関すること。</li> <li>3 被災農家に対する融資、あっせんに関すること。</li> <li>4 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。</li> <li>5 農作物の需給調整に関すること。</li> </ol>
東埼玉資源環境組合	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時のごみ・し尿処理に関すること。</li> </ol>
商工会議所 商工業関係団体	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市が行う商工業関係被害調査、融資又はそのあっせん等の協力に関すること。</li> <li>2 災害時における物価安定についての協力に関すること。</li> <li>3 救助物資、復旧資材の確保、あっせんについての協力に関すること。</li> </ol>
病院等経営者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること。</li> <li>2 被災時の病人等の収容、保護に関すること。</li> <li>3 災害時における負傷者の医療と助産救助に関すること。</li> </ol>
金融関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災事業者等に対する資金の融資に関すること。</li> </ol>
学校等の施設の管理者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。</li> <li>2 市や地域等による避難所運営訓練や避難訓練の協力に関すること。</li> <li>3 被災時における教育対策に関すること。</li> <li>4 被災施設の災害復旧に関すること。</li> </ol>
草加市町会連合会 (町会・自治会)等 社会教育関係団体	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市が実施する応急対策についての協力に関すること。</li> </ol>

## 第3節 市の防災対策の基本的考え方

### 1 体制の位置づけ

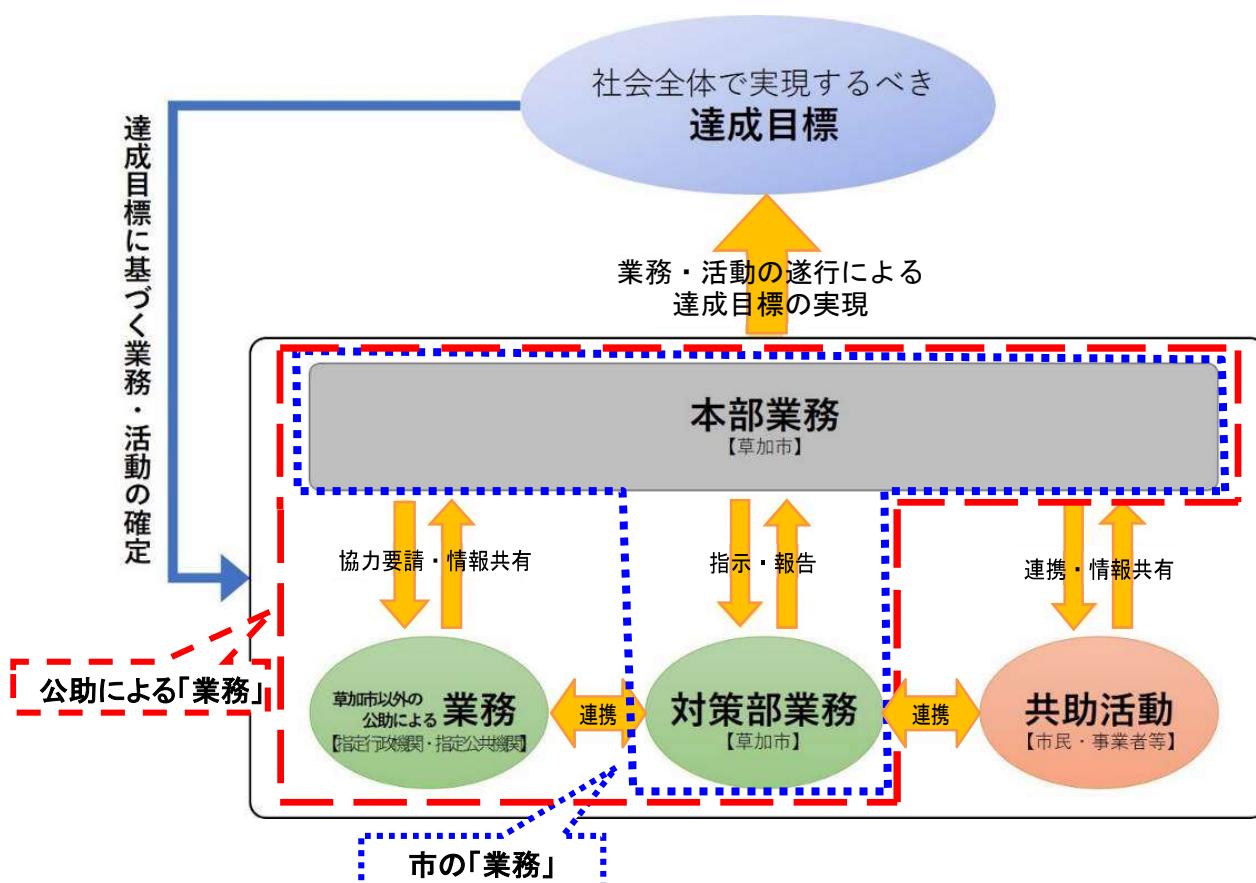
本計画の応急対応・復旧体制は、被災者の視点に立ち、時系列ごとの設定した目標を実現するための体制としている。

また、「達成目標」は、災害対応の種別ごとに「個別目標」に分類し、その「個別目標」から「達成目標」までを実現するために必要となる、“公助による「業務」”と“共助「活動」”を定めている。

なお、“公助による「業務」”は、指定公共機関及び指定行政機関と連携して行うものとし、市の業務は、本部業務（災害対策本部作業室）と対策部業務から構成している。

総則 第1章
震災予防計画 第2章
震災応急対策計画 第3章
措置臨時4章 情報計画 南海トラフ地震に伴う対応
第5章 最悪事態シビアコントロールへの対応

応急対応・復旧体制の確立のイメージ



## 2 社会全体で達成すべき目標（達成目標）

達成目標は、発生後の時系列ごとに想定される被災者ニーズに基づき整理される。

※「被災者ニーズ」：災害によってもたらされる身体的・精神的負担が被災者の受忍できる限度（社会通念上、我慢できる負担の程度）を上回らないように対応するための物資、サービス、情報及び環境等

### (1) 時系列に応じた達成目標

時間経過とともに、被災者ニーズも多様化していくことから、本計画では、次の6つの目標時期に応じた達成目標を設定する。

#### 目標時期と達成目標

目標時期	達成目標
直後	生命を維持できる
1日以内	最低限の被災生活を実現する
3日以内	1週間受忍できる人間らしい被災生活を実現する
1週間以内	1ヶ月受忍できる被災生活を実現できる
3週間以内	今後の生活再建の見通しを立てることができる
3週間以降	日常的な生活を回復することができる

### (2) 達成目標を構成する個別目標

それぞれの目標時期における達成目標は、被災者の属性又は置かれている状況によって必要とする被災者ニーズが異なるため、被災者の属性に応じた個別目標も設定するものとする。

#### 「被災者ニーズ」に応じて設けられた6つの個別目標

- ①「身の安全の確保」
- ②「医療の受診」
- ③「情報の収集」
- ④「物資の入手」
- ⑤「生活環境の確保」
- ⑥「生活の再建及び日常生活の回復」

### 3 “公助による「業務」”及び“共助「活動」”

“公助による「業務」”及び“共助「活動」”は、達成目標に基づき定める。

市は、指定公共機関及び指定地方行政機関と連携しながら“公助による「業務」”を遂行する。

“共助「活動」”は、市民、事業者及び自主防災組織等によって遂行される。

#### (1) 時系列における“公助による「業務」”及び“共助「活動」”の確定

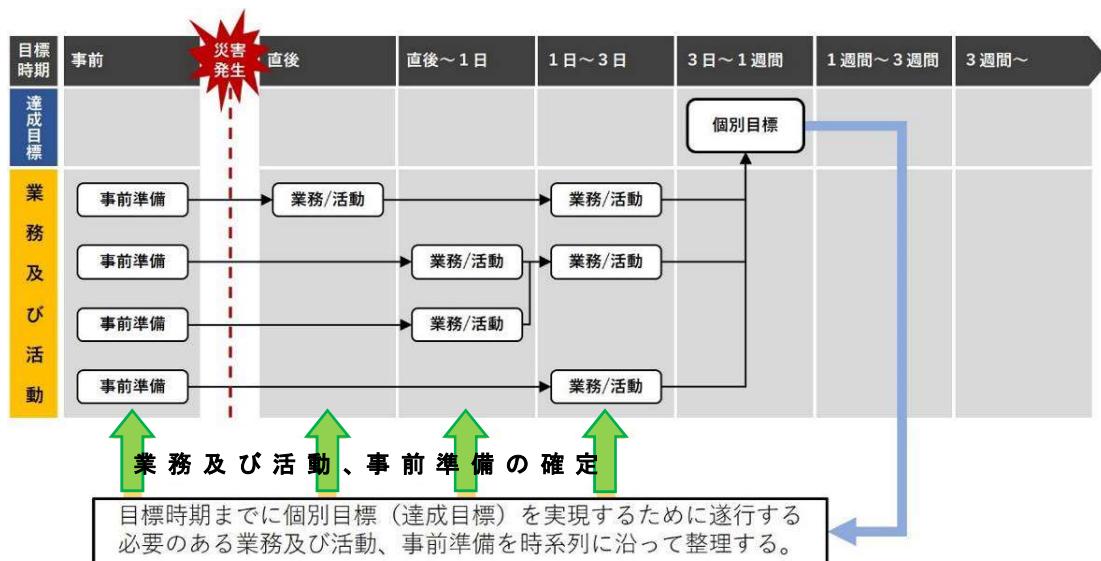
“公助による「業務」”及び“共助「活動」”は、達成目標・個別目標の目標時期までの実現に向けた整理を行うことで確定される。

##### ① “公助による「業務」”及び“共助「活動」”の整理方法

- ・発災後、いつまでに、どのような対応を行う必要があるか
- ・どのような事前準備を行う必要があるか

→ 上記2点の視点から、時系列（タイムライン）に沿って整理する。

#### 達成目標から逆算した業務及び活動、事前準備の確定



#### (2) 公助による「業務」

“公助による「業務」”となる市の業務は、災害対策本部が行う「本部業務」と各対策部が行う「対策部業務」から構成される。

##### ① 本部業務（災害対策本部）

###### ア 役割

- ・被害の全体像の把握、災害対応の方針の決定
- ・災害対応に必要な体制の整備・構築
- ・対策部業務が適切に遂行されるための体制の整備・構築
- ・共助「活動」が適切に遂行されるための体制の整備・構築

イ 業務内容

- ・活動体制の整備
- ・受援体制の整備
- ・情報収集・伝達体制の整備
- ・公民の施設・空間情報の管理
- ・物資・輸送の管理
- ・費用・財源の管理
- ・災害復興

② 対策部業務

ア 業務内容

- ・自助・共助の活動の支援
- ・緊急対策
- ・医療救護等対策
- ・帰宅困難者対策
- ・避難対策
- ・要配慮者対策
- ・物資供給・輸送対策
- ・生活の早期再建
- ・公共施設等の応急復旧

(3) 共助による活動

① 活動内容

- ・共助による応急活動
- ・自主防災組織の応急活動
- ・避難所運営委員会の活動
- ・事業所による応急活動
- ・地区防災計画に基づく応急活動

## 第4節 草加市の現況

### 1 自然条件

#### (1) 位置と面積

市は、県の東南部に位置しており、東は八潮市、中川を挟んで三郷市、吉川市、西は川口市、北は越谷市、南は東京都足立区に接している東西 7.24 km、南北 7.6 km、総面積 27.46 km<sup>2</sup>の都市である。

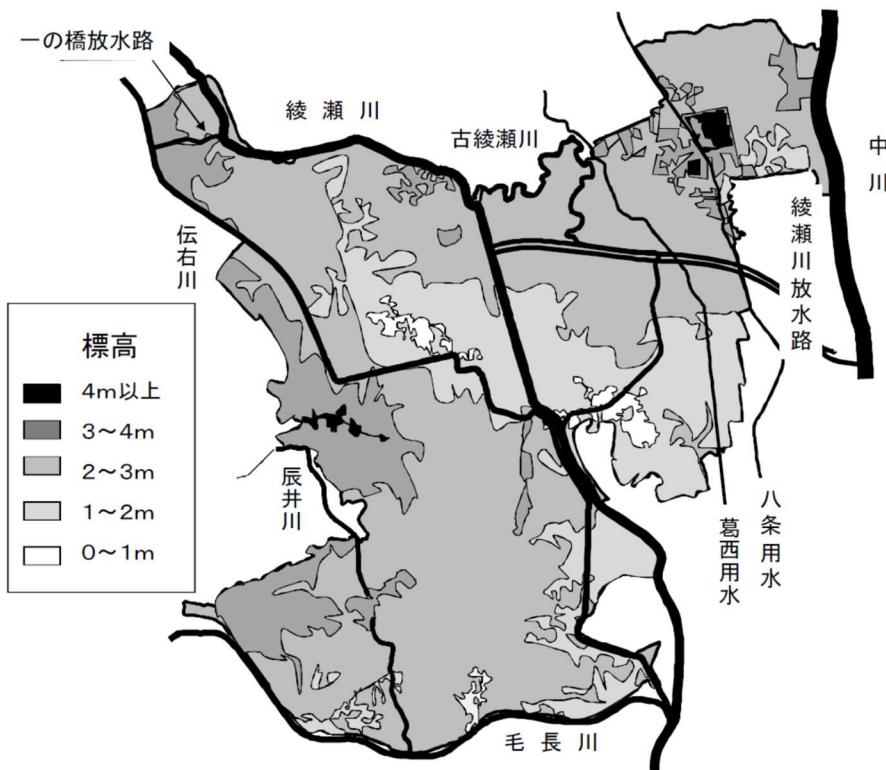
#### (2) 地形

市は、関東平野のほぼ中央に位置し、自然堤防と後背湿地に占められた海拔 2 m 程度の低く平坦な地形となっている。

微地形を見ると、北東部には中川によって形成された自然堤防とその後背湿地があり、中央部には、綾瀬川等により形成された氾濫平野の中に、川筋の複雑な変遷蛇行の結果生じたと思われる自然堤防が散在しており、古くから水害の多い地域であった。

河川は、市の東側に古利根川とも呼ばれた中川が、また、市の北西部の境界を東流してから方向を南東に転換して市の中央を貫く綾瀬川がそれぞれ南流している。そのほか、綾瀬川の南西側にほぼ並行して伝右川が流れ、市の南側の都県境には毛長川が東流している。

市の標高及び河川



### (3) 地質

市の地質は、古代の東京湾が隆起浸食と海進を繰り返したなかで形成された埋没谷及び段丘上に海面上昇や中川、吉利根川、太日（ふとい）川<sup>2</sup>、元荒川などからの土砂が堆積した、軟弱な沖積層であり、有機質シルト<sup>3</sup>と砂などから構成されている。沖積層の厚い埋没谷上の地域は、関東大震災で著しい被害を出したように地震災害の影響を受けやすい。

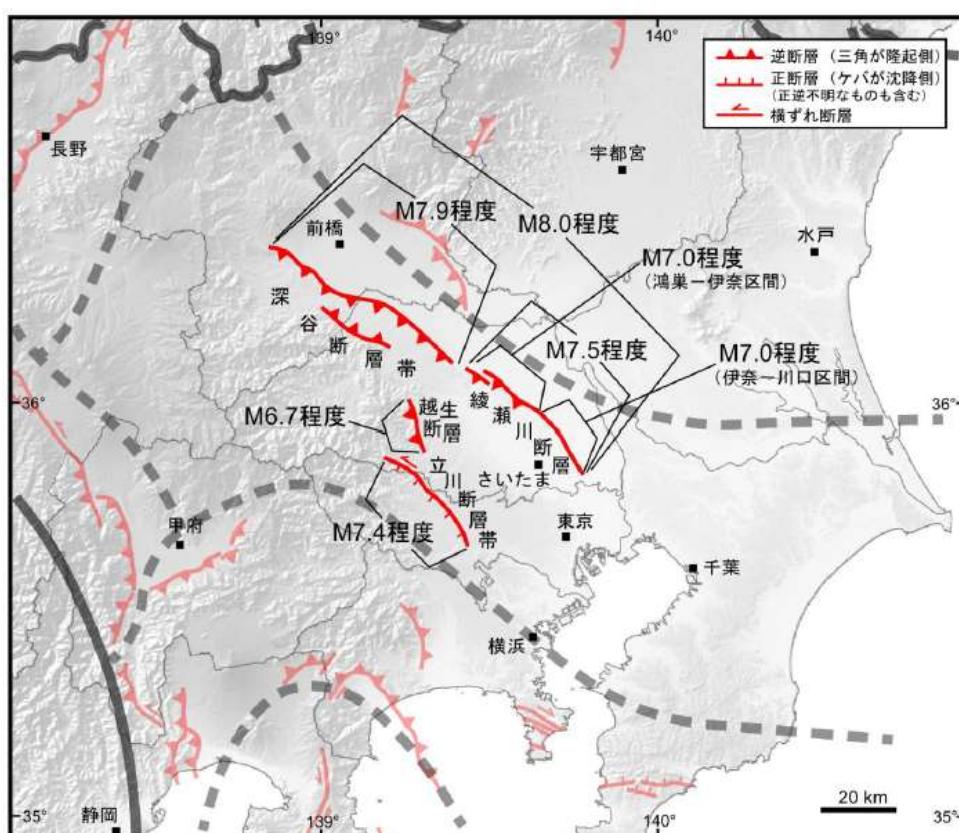
また、地下水位が高く、表層の砂質部が液状化を生じさせやすい。

### (4) 活断層の状況

県内には、群馬県西部から埼玉県北東部にかけて関東平野北西縁断層帯（深谷断層帯、綾瀬川断層等）と県南部から東京都南部まで延びている立川断層帯がある。

このうち、市に最も近い断層は、関東平野北西縁断層帯の綾瀬川断層の伊奈～川口区間である。国の地震調査研究推進本部の調査によると、綾瀬川断層とその1～2km程度東に並走して地溝を構成している断層については、活断層ではないと位置付けていたが、最新の評価（平成27年4月）では断層帯を構成する断層やそれらの位置・形状、周辺の地下構造、活動履歴に関して新たな知見が得られたことから、活断層の可能性を認定する改訂がなされた。

県内の主な活断層



<sup>2</sup> 太日（ふとい）川：今の江戸川のこと。昔は、上流を渡良瀬川、下流を太日（ふとい）川と呼んだ。

<sup>3</sup> 有機質シルト：腐植物・未分解の植物繊維を含む、砂と粘土との中間の大きさをもつ碎屑物。

## 関東山地—関東平野の活断層の将来の活動可能性

活断層のくくり (付録2)	評価単位区間 (付録2)	評価単位区間が単独で活動する場合				複数区間が同時に活動する場合	
		地震の規模 (マグニチュード)	地震後経過率	30年以内における固有規模の地震発生確率(%)	30年以内における地表で痕跡を認めにくい地震の発生確率(%)	地震の規模	地震発生確率(%) (30年以内)
深谷断層帯	深谷断層帯	7.9程度	0.2—0.6	ほぼ0—0.1	0.06—0.1	—	—
綾瀬川断層	鴻巣—伊奈区間	7.0程度	0.1—0.3	ほぼ0	0.02—0.03	7.5程度 (綾瀬川断層全体が同時に活動)	—
	伊奈—川口区間	7.0程度	不明	不明	0.04	8.0程度 (深谷断層帯と綾瀬川断層全体が同時に活動)	—
越生断層	越生断層	6.7程度※	不明	不明	0.05	—	—
立川断層帯(注2)	立川断層帯	7.4程度	0.9—2.0	0.5—2	0.1	—	—

※断層の長さに基づいて地震の規模を評価した結果がM6.8以下となる場合、ここでは地震調査研究推進本部地震調査委員会長期評価部会(2010)に従い、地震の規模の下限M6.8を用いて評価している(注8)。

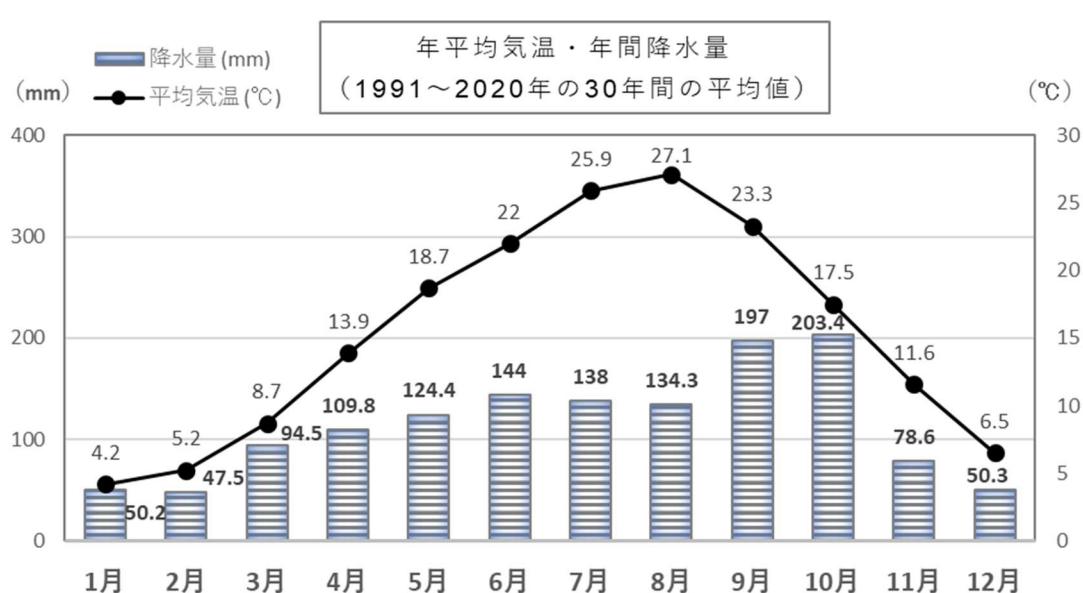
資料：関東地域の活断層の長期評価(第一版)より  
(平成27年4月24日地震調査研究推進本部地震調査委員会)

### (5) 気候

市には気象庁の気象観測地点がないことから、近隣の越谷地域気象観測所の気象データを示す。月平均気温の平年値でみると、最低は1月の4.2°C、最高は8月の27.1°Cとなっており、冬は寒く、夏は暑く、寒暖の差が大きいという特徴を有している。

月間降水量の平年値では、台風や秋雨の影響で10月が203.4mmと最も多く、1月に50.2mmと少なくなっている。

また、日照時間は夏季が少なく、冬季は多い特徴がある。



資料：熊谷地方気象台

(注)越谷地域気象観測所の観測データを掲載

## 2 社会的条件

### (1) 沿革

市は、古くから水田が開墾されて稲作を中心とした農耕が行われ、また、中川などの河川を利用した舟運が発達した。江戸時代になると、新たに整備された日光道中に草加宿が設置され栄えた。明治時代には東武伊勢崎線が開通し、戦前・戦後から化学や製紙に関連する産業などが相次いで進出してきたことから、工業都市へと発展した。

高度成長期を迎えると、都心に近接する恵まれた交通利便性や、草加松原団地の造成などによって人口が急増し、新たな市街地が形成された。

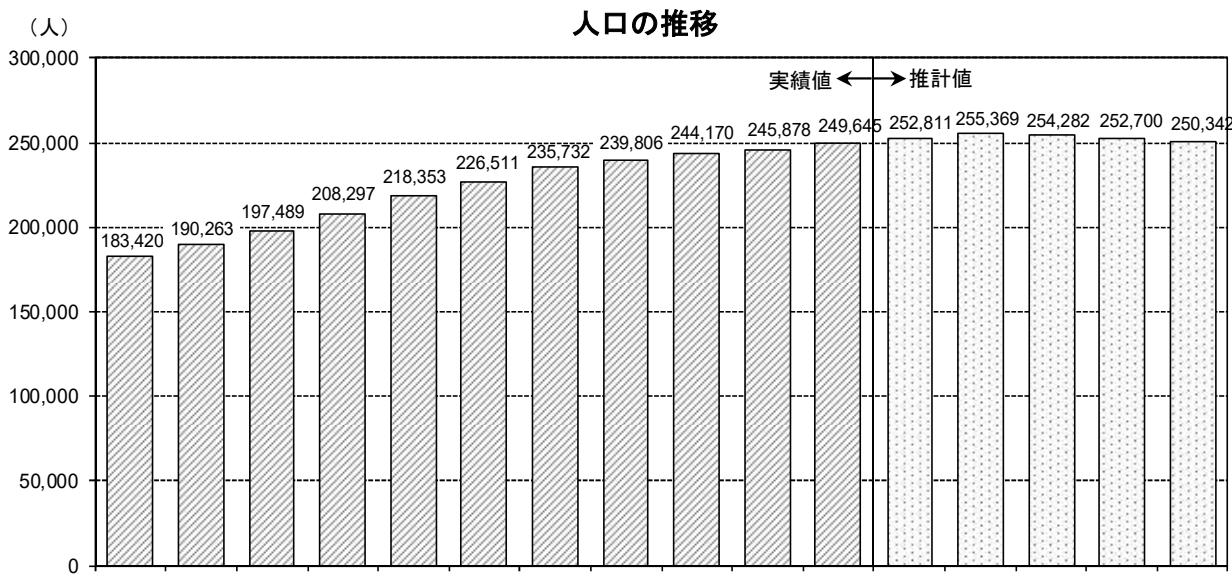
一方、草加宿の面影を伝える建造物や街道文化、祭りなど、地域特有の歴史・文化が息づいており、草加松原は「おくのほそ道」に著された風景や往時の風致景観を現代に伝えているとして、平成26年（2014年）3月に国指定名勝「おくのほそ道の風景地 草加松原」に指定されている。

### (2) 人口

市の人口は、緩やかな増加傾向にあり、令和6年（2024年）4月現在の住民基本台帳に基づく人口は251,521人となっている。

市は、草加松原団地等の大規模住宅団地が造成されたことや、市内を通る東武鉄道伊勢崎線と東京地下鉄日比谷線及び半蔵門線との相互乗り入れによる東京都心へのアクセスが良い等の要因もあって、市内の人口は年々増加し続けてきた。

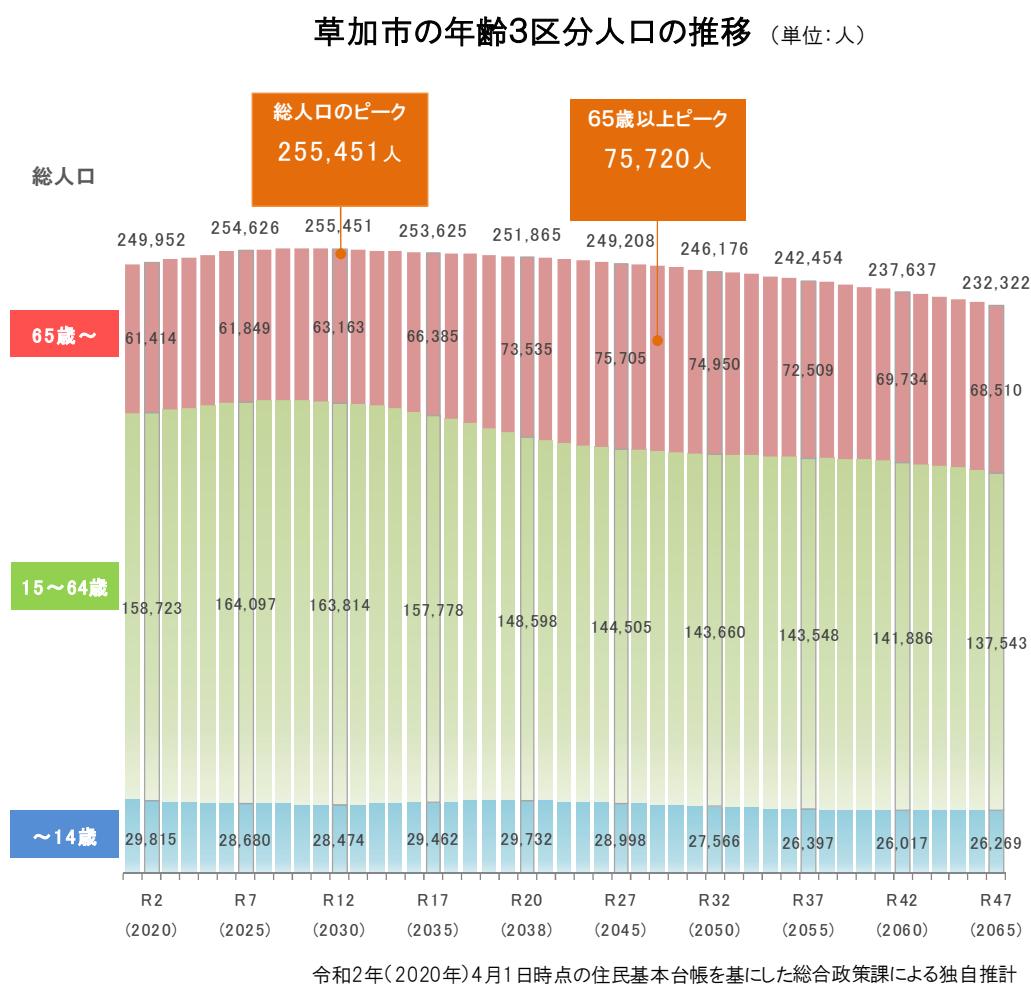
人口の将来推計によれば、令和8年（2026年）頃までは微増し続け、その後は緩やかに減少していくと予測されている。



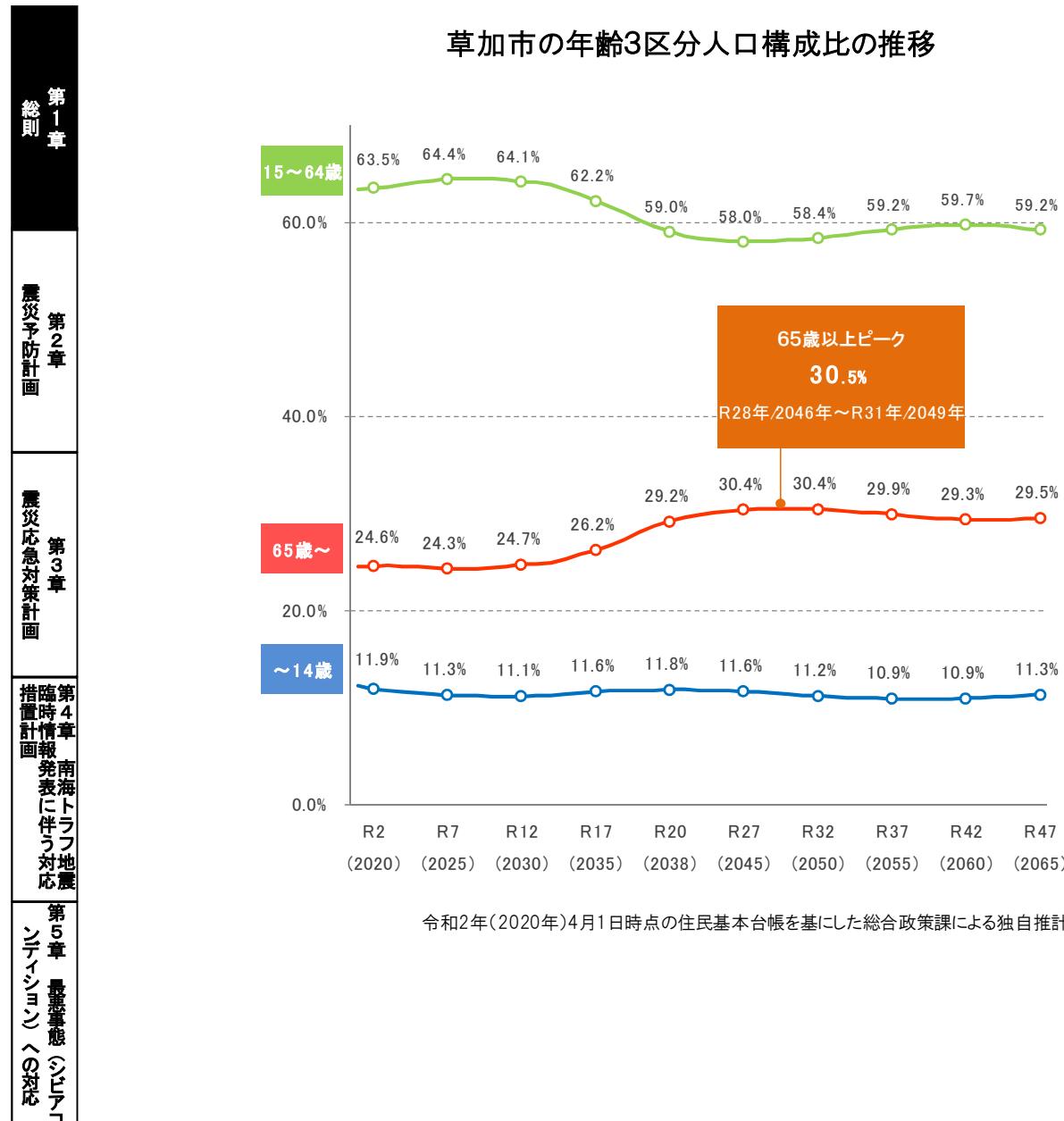
資料：実績値は、総務部庶務課（各年1月1日現在）

推計値は、2020年4月1日時点の住民基本台帳を基にした総合政策課による独自推計

年齢3区分別の人口については、今後15歳から64歳までの生産年齢人口と14歳以下の年少人口が減少する一方、65歳以上の老人人口は増加を続け、令和28年（2046年）には約7万6千人に達し、令和2年（2020年）と比較して約1.23倍になるなど、高齢化が進むものと推計される。



年齢3区分人口の構成比についても、65歳以上の老人人口比率は令和28年（2046年）には30.5%まで上昇する一方で、15歳から64歳までの生産年齢人口比率と14歳以下の年少人口比率は、低下傾向が続くものと推計される。



### (3) 交通

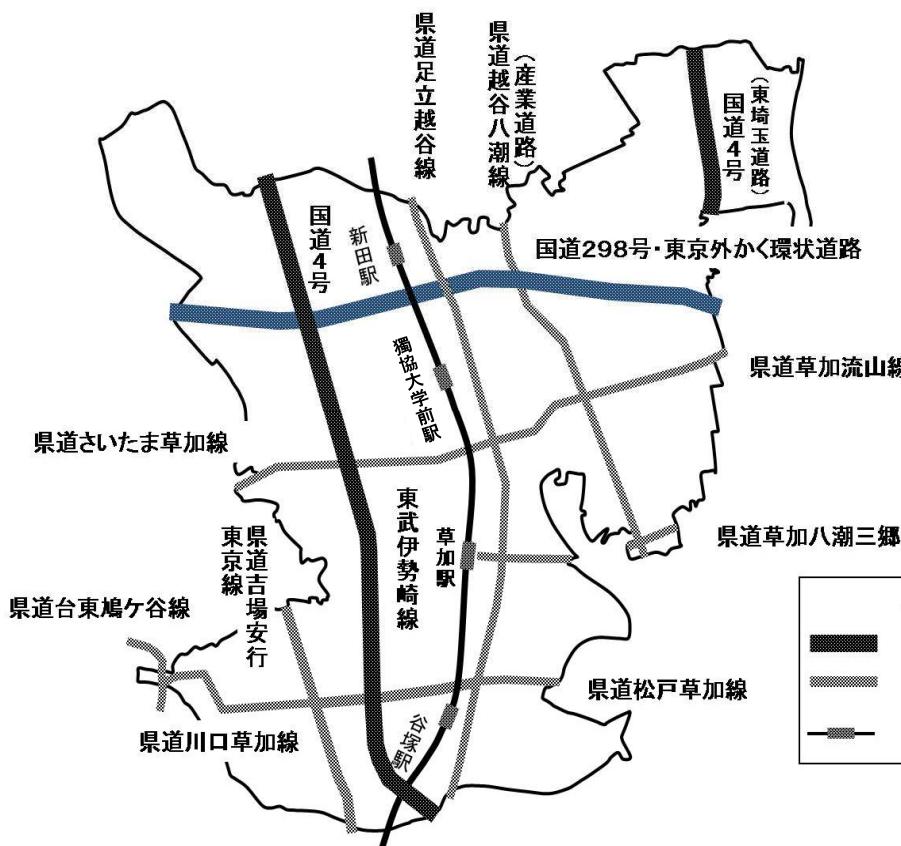
市の道路網は、外かく環状道路、国道298号が市北部を東西に、国道4号が市西部を南北に横断している。また、市北東部には東埼玉道路が通過し、これらの広域幹線道路を骨格とした道路網が形成されている。

鉄道は市の南北に東武伊勢崎線（東武スカイツリーライン）が縦断し、同路線の新田駅、獨協大学前駅、草加駅、谷塚駅の4駅を市内に有する。

また、市域に近接し、北東部にJR武蔵野線の越谷レイクタウン駅、北西部に埼玉高速鉄道の戸塚安行駅、南西側に日暮里・舎人ライナーの見沼代親水公園駅が立地する。

総則 第1章
震災予防計画 第2章
震災応急対策計画 第3章
措臨時4計情報画報 南海トラフ地震に伴う対応 第4章
第5章 最悪事態シビアコントロールへの対応

主要交通網

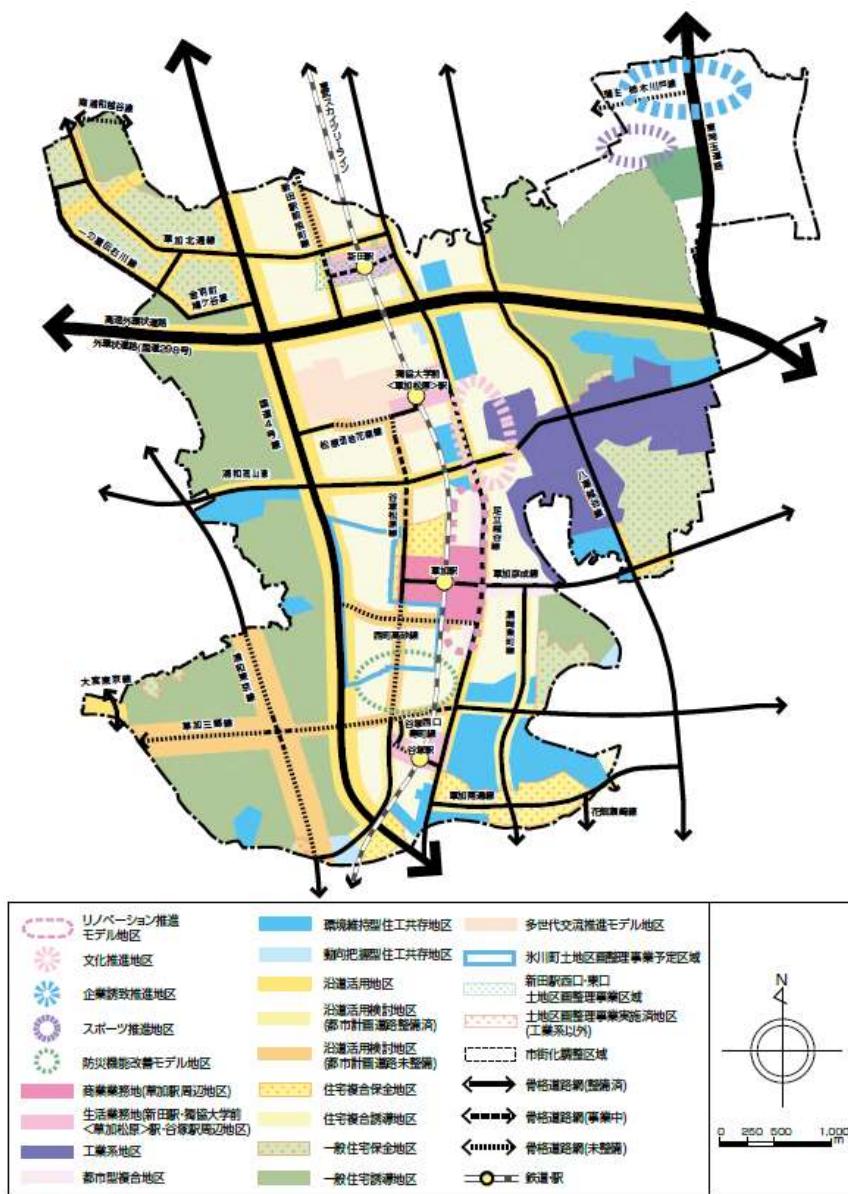


#### (4) 土地利用現況及び土地利用方針

市内の土地利用現況をみると、「草加川柳」地区では、田畠が多く分布し、市東部の古綾瀬川沿いでは、工業用地が広く分布している。市内4駅周辺や国道4号沿いには商業用地が、「谷塚西部」地区では畠が多く見られる。

土地利用方針としては、現在の土地利用を維持させるとともに、少子・高齢化、災害等の社会情勢に伴い、新たな課題に対応するため、政策推進・モデル地区の位置付け、高年者や子育て世帯が住みやすい居住環境づくり、市街化調整区域における自然環境等の保全等、政策的な土地利用も推進する。

土地利用方針図



資料：草加市都市計画マスタープランから抜粋

## 第5節 市の地震の概要

### 1 地震災害の歴史

市における過去の主な地震活動の状況は、次表に示すとおりであり、市周辺において直下型の地震は見当たらない。

#### 市周辺における地震活動状況（明治以降。震度4以上の観測）

発生年月日	M*	緯度経度	深さ (km)	地震呼称 又は地域	備考
1894. 6. 20	7	35.7 139.0	-	東京湾北部	埼玉県南部で被害発生。
1894. 10. 7	6.7	35.6 139.8	-	東京湾北部	
1923. 9. 1	7.9	35.2 139.3	-	関東地震 (関東大震災)	市：死者 32 人、負傷者 92 人、家屋全壊約 400 軒、屋根瓦や壁等に相当被害、長さ 500m の地割れ噴砂等の液状化現象。
1924. 1. 15	7.3	35.5 139.2	-	丹沢山地	関東地震の余震。神奈川県中南部で被害大
1931. 9. 21	6.9	36.1 139.2	0	西埼玉地震	埼玉県：死者 11 人、負傷者 114 人、全壊家屋 172 軒。中北部の荒川、利根川沿いの沖積地において被害大。
1968. 7. 1	6.1	35.5 139.2	50	埼玉県中部	深さが 50km のため、規模の割に小被害で済む。
1989. 2. 19	5.6	36.0 139.5	54	茨城県	熊谷南西部で震度 3。
2005. 7. 23	6.0	35.6 140.1	73	千葉県北西部	市：震度 5 弱で、大きな被害なし。
2011. 3. 11	9.0	38.1 142.9	24	東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）	人的被害 (R5. 3. 1 現在)：死者 19,765 人、行方不明者 2,553 人、負傷者 6,242 人 市：震度 5 強。建物の壁や屋根などの一部損壊 110 件余り。
2011. 3. 11	7.6	36.1 141.2	43	茨城県沖	市高砂で震度 5 弱を観測。
2011. 3. 19	6.1	36.5 140.3	5	茨城県北部	市高砂で震度 4 を観測。
2011. 4. 11	7.0	36.6 140.4	6	福島県浜通り	市高砂で震度 4 を観測。
2011. 4. 12	6.4	35.3 140.5	26	千葉県東方沖	市高砂で震度 4 を観測。
2011. 7. 15	5.4	36.1 140.1	66	茨城県南部	市高砂で震度 4 を観測。
2012. 12. 7	7.3	38.0 143.5	49	三陸沖	市高砂で震度 4 を観測。
2013. 11. 10	5.5	36.0 140.1	64	茨城県南部	市高砂で震度 4 を観測。
2013. 11. 16	5.3	35.4 140.1	72	千葉県北西部	市高砂で震度 4 を観測。
2014. 5. 13	4.9	35.3 140.1	72	千葉県北西部	市高砂で震度 4 を観測。
2015. 5. 25	5.5	36.0 139.4	56	埼玉県北部	市高砂で震度 4 を観測。
2015. 5. 30	8.1	27.5 140.4	682	小笠原諸島西方沖	市高砂で震度 4 を観測。
2016. 5. 16	5.5	36.0 139.5	42	茨城県南部	市高砂で震度 4 を観測。
2021. 2. 13	7.3	37.7 141.7	55	福島県沖	市中央で震度 4 を観測。
2021. 10. 7	5.9	35.6 140.1	80	千葉県北西部	市中央で震度 5 弱を観測。ロック塀損壊 4 件、住宅一部損壊 1 件。
2022. 3. 16	7.4	37.7 141.6	57	福島県沖	市中央で震度 4 を観測。約 5 千軒で停電。市内 5 箇所の浄水場のうち 3 箇所が配水を一時停止。

\* M : マグニチュード

資料：「埼玉県地域防災計画（資料編）」、草加市史、気象庁他

(1) 関東大震災の被害状況等

市域における地震被害に関する最も詳細な記録が残るのは大正12年（1923年）9月1日昼に発生した関東大震災であり、『草加市史』等によれば、被災状況は次のとおりである。

① 地震動及び液状化

ア 震度

本地震による震度は沖積層の厚いところで大きく、市は特に揺れの大きい地域に含まれ、埋没谷底<sup>4</sup>上で沖積層の厚い新田地区が震度7（建物全壊率36%）、市中央部が震度6強（同12%）、埋没段丘面上で沖積層の薄い川柳及び谷塚地区が震度6弱（同5%未満）に相当すると推定されている。

イ 液状化現象

埋没谷地区に当たる柿木地区で長さ500mにわたる地割れが生じ青砂が噴出した。その他の場所においても、数か所液状化現象が生じたと推定される。

② 対応状況

全壊建物約400軒、死者32人等の被害が発生した。

ア 被災者の救護

草加町は5日後から被害を受けた各家々に対する支援を開始した。

イ 避難者の受入れ

県道足立越谷線を北上して草加に訪れる東京からの避難者に、緊急炊き出しなどを行い、発災当日は約300人を受け入れた。翌日から県が尋常小学校に草加救護所を設け、県と町の職員に加えて青年会と女子青年会が対応した。

ウ 防犯活動

警護活動は震災当夜から開始したが、特にトラブルはなかった。

エ 災害ボランティア

8日目から、北足立郡青年団107人、桶川町、上平、原市等の青年団63人ほどが現在の市域を訪れ、被害家屋の取り片付け等の支援に活躍した。

<sup>4</sup> 埋没谷底：堆積層に覆われて地下に埋没しているかつての谷底。

## (2) 東日本大震災の被害状況等

平成23年（2011年）3月11日午後2時46分頃に三陸沖で発生したマグニチュード9の巨大地震は、岩手県から茨城県、千葉県まで揺れと津波で多大の被害を与えた。地震の概要と市の被害状況は次のとおりである。

### 地震概要

発生日時	3月11日、午後2時46分
震源・規模	三陸沖深さ約20km。マグニチュード9.0
市の震度	震度5強

総則  
第1章

震災予防計画  
第2章

震災応急対策計画  
第3章

措臨時4  
計情報  
画報  
発表  
南海  
に伴  
う  
トラフ  
対地  
応震  
第4章

第5章  
震災事態  
シビアコ  
ンディション  
への対応  
第5章

### 市内の被害状況

死傷者	死者0人、負傷者11人
救急要請	10件（重症0件、軽症等10件）
火災	1件（ボヤのみ）
市内公共施設の被害	115棟

資料：広報そとか

#### ① 地震動及び液状化

##### ア 地震動

発災1分後の午後2時47分から揺れ始め、49分に最大震度（5.1：震度5強）に達し、さらに続発する余震により震度5弱から1程度の幅で揺れが約45分間続いた。この揺れにより、軽傷者11人、軽微な建物被害約90件、ボヤ火災1件が発生した。

##### イ 液状化現象

市では液状化現象発生の通報はなかったが、久喜市や千葉県浦安市の一帯で液状化による被害が生じた。

##### ウ 津波の影響

発災から2時間後に、綾瀬川河口付近に最大津波高約1.1mの津波が押し寄せ、中川・綾瀬川の入り口部にあって東京都が管理する上平井水門が閉められて津波の遡上を阻止したため、市への影響は生じなかった。（東京都提供「上平井水門水位データ」その他による）

#### ② 対応状況

本地震による市の対応状況は、次のとおりである。

市役所は、午後4時で通常業務を打ち切り、避難所開設、帰宅困難者対応、市内の被害状況の把握及び東北地方への支援物資の輸送等を行った。翌日以降は、被災地からの避難者に対する一時避難所の開設、物資の提供、仮住居の確保等の要請に対する対応を行った。

また、計画停電が実施され、市の業務の縮小と公共施設の利用等を制限したほか、福島第一原子力発電所事故に対応して、学校や保育園、公園、水道等の公共施設における放射線量測定や除染、市民への測定機貸し出し、さらに給食食材の放射性物質検査を実施した。

## 2 地震被害想定

埼玉県地震被害想定調査（2014年3月）によると、想定する地震として、①東京湾北部地震（海溝型地震）、②茨城県南部地震（海溝型地震）、③立川断層帯地震（活断層型地震）、④関東平野北西縁断層帯地震（活断層型地震、深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定）、⑤相模トラフ沿いのM8クラスの地震（海溝型地震）が示されている。

今回の震災対策は、これらの想定地震のうち、市に最も影響を及ぼす地震（市域の広い範囲で最大震度6強の揺れ）であり、今後30年以内に南関東地域にM7級の地震が発生する確率が70%とされ、地域防災計画に想定地震として位置付けられている「東京湾北部地震」を前提とする。

なお、「第5章 最悪事態（シビアコンディション）への対応」において、市独自調査を含めた最悪事態とその定性的な対応を整理しているが、深谷断層帯の地震についても、今後30年以内の地震発生確率がほぼ0%～0.1%であり、綾瀬川断層も同時に活動する可能性もあることから想定外とすることなく、最悪事態の一環として対策を講じていくものとする。

### 東京湾北部地震による草加市内の被害想定結果

発生時期・風速		夏の12時	冬の朝5時	冬の夕方18時
被 害	8m/s	8m/s	8m/s	8m/s
	死者	37人	68人	48人
	負傷者 (うち重傷者)	555人 (58人)	989人 (97人)	628人 (65人)
	避難者数【1日後】	7,583人	7,511人	8,027人
	避難者数【1週間後】	10,006人	9,935人	10,447人
物的被害	建物被害（全壊）	1,581棟		
	建物被害（半壊）	5,746棟		
	火災による建物被害	53棟	30棟	192棟

## 3 首都直下地震に係る法制度の整備

平成25年（2013年）11月に、首都直下地震が発生した場合において首都中枢機能の維持を図るとともに、首都直下地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、首都直下地震対策特別措置法が制定され、同年12月に施行された。

また、平成26年（2014年）3月に緊急対策推進基本計画が策定されるとともに、県全域を含む首都直下地震緊急対策区域が指定された。

なお、首都直下地震対策特別措置法第21条の規定に基づく「地方緊急対策実施計画」については、その定められるべき基本事項がこの震災対策編に含まれるため、震災対策編はこの計画を兼ねるものとする。

## 第6節 緊急地震速報と地震情報

### 1 緊急地震速報（警報）

#### (1) 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上もしくは長周期地震動階級1以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

熊谷地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

日本放送協会（NHK）は、緊急地震速報（警報）をテレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

#### 緊急地震速報で用いる区域の名称

県名	緊急地震速報で用いる区域の名称	都市町名
埼玉県	埼玉県北部	熊谷市、行田市、加須市、本庄市、東松山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、久喜市、比企郡の一部（滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、吉見町、鳩山町）、秩父郡の一部（東秩父村）、児玉郡〔美里町、神川町、上里町〕、大里郡〔寄居町〕
	埼玉県南部	さいたま市、川越市、川口市、所沢市、飯能市、春日部市、狭山市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、北足立郡〔伊奈町〕、入間郡〔三芳町、毛呂山町、越生町〕、比企郡の一部（川島町）、南埼玉郡〔宮代町〕、北葛飾郡〔杉戸町、松伏町〕
	埼玉県秩父	秩父市、秩父郡の一部（横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町）

注)緊急地震速報は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる情報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合もある。

#### (2) 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（J－ALERT）経由による市区町村の防災行政無線等を通して住民に伝達する。

## (3) 緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動を取る必要がある。

**緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動**

入手場所	取るべき行動の具体例
自宅など屋内	<p>頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。          &lt;注意&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あわてて外へ飛び出さない。</li> <li>・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。</li> <li>・扉を開けて避難路を確保する。</li> </ul>
駅や大規模商業施設等の集客施設	<p>館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。          &lt;注意&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あわてて出口・階段などに殺到しない。</li> <li>・吊り下がっている照明などの下からは退避する。</li> </ul>
まちなど屋外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。</li> <li>・ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。</li> <li>・丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。</li> </ul>
車の運転中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。</li> <li>・ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。</li> <li>・大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。</li> </ul>

## 2 地震に関する情報の種類と内容

情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	・地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	・「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を附加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	・地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	・観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	・地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	・地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関する記述して発表※。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半～2時間程度で発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	・顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

総則 第1章

震災予防計画 第2章

震災応急対策計画 第3章

措臨第4章 情報発表 南海トラフ地震に伴う対応

第5章 ディシジョンへの対応 最悪事態シビアコ

### 3 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために、気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料は、次のとおりである。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (全国速報版・ 地域速報版)	次のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 <ul style="list-style-type: none"> <li>・津波警報・注意報発表時（遠地地震による発表時除く）</li> <li>・（担当地域で）震度4以上を観測（但し、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）</li> </ul>	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震解説資料（全国速報版）</li> <li>上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料</li> <li>・地震解説資料（地域速報版）</li> <li>上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料</li> </ul>
地震解説資料 (詳細版)	次のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 <ul style="list-style-type: none"> <li>・津波警報・注意報発表時</li> <li>・（担当地域で）震度5弱以上を観測</li> <li>・社会的に関心の高い地震が発生</li> </ul>	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震解説資料（全国詳細版）</li> <li>地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料</li> <li>・地震解説資料（地域詳細版）</li> <li>地震解説資料（全国詳細版）発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料（地域の地震活動状況や応じて、単独で提供されることもある）</li> </ul>
地震活動図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期（毎月初旬）</li> </ul>	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の都道府県内及びその地方の地震活動の状況をとりまとめた地震活動の傾向等を示す資料
週間地震概況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期（毎週金曜）</li> </ul>	防災に係る活動を支援するために、週ごとの地震活動の状況を取りまとめた資料